

[事案 29-202] 死亡保険金支払請求

・平成 30 年 2 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

被保険者が自殺により死亡したため死亡保険金が支払われなかったが、当該自殺は支払免責事由に該当しないことを理由に、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 8 月に契約した組立型保険に付加された特約にもとづき、以下の理由により、自殺した被保険者について死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者は、精神病により、自由な意思決定ができない状態（心神喪失状態）で自殺したので、約款に定める免責事由（支払事由に該当しても保険金が支払われない場合）には該当しない。
- (2)被保険者の自殺は労災認定されており、精神病により故意性がないことは認められていることから、免責事由には該当しない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者が、精神病により「自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱していた」とは認められないため、被保険者の自殺は、約款に定める免責事由に該当する。
- (2)労災認定と免責事由の判断では、制度趣旨が異なり、労災の認定がなされたことをもって、免責事由に該当しないとすることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者が自殺時に心神喪失状態にあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。